

名古屋市上下水道局管理規程第28号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表第4事業執行関係の表第15号の6を次のように改める。

15 の 6		給水条例第23条第2項に規定する用途の運用に関すること。（営業部長）	
--------------	--	------------------------------------	--

別表第4事業執行関係の表第17号中「工事費又は前納された上下水道料金の精算還付及び過誤納等による」を「上下水道料金等の」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第37号中「、種別」を削り、同表第51号を次のように改める。

51		名古屋市上下水道局配水管施工士に関する重要なこと。（管路部長）	名古屋市上下水道局配水管施工士に関する定例又は軽易なこと。（配水課長）
----	--	---------------------------------	-------------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、別表第4事業執行関係の表第15号の6の改正規定及び同表第37号の改正規定は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市上下水道局次長以下代決規程別表第4事

業執行関係の表第15号の6及び第37号の規定は、令和7年10月分の水道料金（水道料金の計算の基礎となる令和7年9月1日以後最初の1月間に係る水道料金をいう。）に係る事項から適用し、同月分前の水道料金に係る事項については、なお従前の例による。